平成２３年（フ）第５００号
福岡市東区箱崎１丁目45番11号
債務者　佐藤　正成
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１５号
福岡市城南区別府団地15番103号
債務者　谷本　厚孝
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５１６号
福岡市城南区別府団地15番103号
債務者　谷本　敏子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５２８号
福岡市西区拾六町団地７番14―405号
債務者　福本かおる
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４３号
福岡県古賀市日吉２丁目16番19号
債務者　稲吉　知香
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４４号
福岡市城南区別府１丁目10番４―103号
債務者　谷本　　忍
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５４５号
福岡市博多区祇園町４番３―1103号
債務者　西山　吉郎
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第５８６号
福岡市早良区原５丁目７番２―503号
債務者　鳥越　人江
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０３号
福岡市南区長住４丁目１番208号
債務者　中田　辰弘
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０４号
福岡市南区大橋１丁目20番２号
債務者　山下　勝則
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６０７号
福岡市博多区千代５丁目１番４号
債務者　大隈　憲治
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６１７号
福岡県糟屋郡志免町片峰１丁目４番17―107号
債務者　行武　　都
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３３号
福岡市中央区鳥飼３丁目１番４号
債務者　丹下伸一郎
1　決定年月日時　平成23年４月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３５号
福岡市東区舞松原２丁目７番18―101号
債務者　浅海　竜太
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６３８号
福岡市東区城浜団地60番405号
債務者　西村　知也
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６４９号
福岡県朝倉市屋永4335番地60松田荘204号
債務者　原田　正義
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６５３号
福岡市西区壱岐団地７番403号
債務者　松崎　正志
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６６５号
福岡市南区寺塚１丁目29番２号
債務者　林　　教子
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第６７３号
福岡市西区下山門団地74番406号
債務者　岩永ひさえ（旧姓曽利田）
1　決定年月日時　平成23年４月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部